#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五八二〕いわゆる「株主提案権」を侵害されたという株主の会社ないし取締役に対する損害賠償責任請求に一部理由があるとした原判決が控訴審において全部理由がないとして取り消された事例(東京高判平成二七年五月一九日)
Sub Title	
Author	王, 偉杰(Wang, Weijie) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.12 (2017. 12) ,p.103- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20171228-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

のである。

### 判 例 研

## (商法 五八二

社ないし取締役に対する損害賠償責任請求に一 があるとした原判決が控訴審において全部理由がない いわゆる「株主提案権」を侵害されたという株主 部理 一の会

由

# として取り消された事例

平二六、永五四七二号・平二七、永三一八号損害賠償請求控訴、 東京高判平成二七年五月一九日 同附带控

,金融・商事判例一四七三号二六頁

## [参照条文]

判示事項

四二九条一項、民法七〇九条、七一五条一項、七一九条 会社法三〇三条、三〇四条、 三〇五条一項、 三五〇条

項

#### 事 実

本件控訴人Yの株式を三万八〇〇〇株、株主総会における 本件被控訴人Xは、 株主提案権行使の六か月以前から

議決権を三八○個保有している株主である。また、Ⅹは、

103

## おいては、その全部に理由がなく、これを取り消すべきも ないし取締役に対する損害賠償請求に一部理由があるとし 濫用するものであったと認められる判示の事実関係の下に 通知に記載しなかったとしても、その提案が株主提案権を た原判決は、会社が当該株主の提案した議案の一部を招集 いわゆる「株主提案権」を侵害されたという株主の会社

反記、全重化を材料のにが製品の製造並がに反記、に入れては、各種ガラスおよびセラミックス製品の製造並びに従兄弟の関係にある。

Yの創業者であるAの孫で、

Yの代表執行役であるYとは

人控訴人YらはYの役員等の地位にあった者である。 している委員会設置会社(当時)である。また、本件の個している委員会設置会社(当時)である。また、本件の個している委員会設置会社(当時)である。また、本件の個人控訴人YらはYの役員等の地位にあった者である。

判断されて、Yの採用するところとはならなかった。(Yの役員ではない。)の依頼に応じて、Xに対し、Yの新、(Yの役員ではない。)の依頼に応じて、Xに対し、Yの新、関事業開発に関する調査を依頼した。その際、Yにおいて、規事業開発に関する調査を依頼した。その際、Yにおいて、以は、平成一七年ないし一八年頃、Xの実父であるB

「七二期株主総会」という。〕および平成二二年度定時株主株主総会」という。〕、平成二一年度定時株主総会〔以下「七一期期の株主総会(平成二〇年度定時株主総会〔以下「七一期期の株主総会(平成二〇年度定時株主総会〔以下「七一期はるメールをも送信した。その後も対応を求めてYに申入れを続け、答した。Xは、その後も対応を求めてYに申入れを続け、答した。Xは、その後も対応を求めてYに申入れを続け、

(1)七一期株主総会について案権を行使することにした。

総会

〔以下「七三期株主総会」という。〕) において株主提

う。)の要領を招集通知により株主に通知することを請求登用することを内容とする議案(以下「七一期提案」とい収での企業価値の創出に実績のある人物二名を執行役員に総会に関し、Cを取締役から解任し、新規事業の創出や買 Xは、平成二一年四月一四日頃、Yに対し、七一期株主

した。

て付議しないことを通知した。その判断に至った背景にはて招集通知に記載せず、七一期株主総会において議案としげられていないことを理由に、七一期提案を株主提案としげられていないことおよび執行役員二名の具体的氏名等が挙会をもって任期満了により取締役を退任し、改めて選任する予定がないことおよび執行役員二名の具体的氏名等が挙るがよい。

ください。」と投稿した。

同年四月二日頃、

X は、

Yiに対し、

七二期株主総会にお

げる必要があるか否かについては、 が満了する取締役の解任を求める議案を株主総会で取り上 顧問弁護士から、 当該株主総会の終結をもって任期 学説上、 必要説と不要

 $Y_1$ 

不要説を採用したことがあった。 説が存在しており、 不要説も有力であるとの説明を受けて、

により七一期株主総会の招集通知を発した。 その後、 Yは七一期株主総会を開催した。 Y<sub>2</sub>は、 期提案は記載されていなかった。 同月二九日頃、 Yの株主に対して、 同年六月一六 上記招集通 書 知 面

(2) 七二期株主総会について

同年三月一〇日頃、 案の要領を招集通知により株主に通知することを請求した。 会において一一個の議案を提案することを通知し、 Xは、平成二二年一月八日頃、 Yı から、 適法性に疑義があるとした一 Yに対し、七二期株主総 当該議

ていますか? 提案の個数のギネスブック記録っていくつかどなたか知っ 同年三月二八日、 問い合わせ方法を誰か、 Xはインターネットサイトに、「株 知ってたら教えて 主

れた。

部の議案については総会において付議しないことを通知さ

期株主総会において五九個の議案 関して協議を行った。 月一九日、 要領を招集通知により株主に通知することを請求した。 て一一四個の議案を提案することを通知し、 XとY担当者は上記議案の数を削減することに 同月二二日頃、 (以下「七二期提案1\_ XはYに対し、 当該議案の

七二期提案1のうち特に優先してほしい議案として二○個 集通知により株主に通知することを請求した。 なお、 X は

という。)を提案することを通知し、

当該議案の要領を招

後の協議を通じて、XはY担当者の要求に応じ、Yに対し 議案 (以下「七二期提案2」という。) を挙げた。その

0

て七二期提案1を七二期提案2にまとめる旨通知した。 同年五月七日、 Yの取締役会が行われ、 当時のYの取締

出席した。その際、 顧問弁護士が、 七二期提案2から一 役(「七二期取締役」という。)のほか、

Yの顧問弁護士も

質疑応答を経て、 七二期取締役に説明し、 の提案を除いて招集通知に記載すべきと判断した理由等を 部の提案を招集通知に記載しないこと 七二期取締役から顧問弁護士への

提案2のうち、 これを受け、 Yı は、 以下の五個の議案 ((ア) ~ 同月一一日頃、 Xに対して、 (オ)、

七二期取締役ら全員の賛成で決定された

「七二期不採用提案」という。)については、不適法と判断

目的であると認められることを理由に招集通知に記載しなることまたはもっぱら人の名誉を侵害し若しくは侮辱するしたことおよび提案の内容および理由が明らかに虚偽であ

こと(以下「取締役解任議案」という。)(ア)Y、Y、Y、Y、YおよびYを取締役から解任するいことを通知した。

(イ)「取締役は、過去五年の平均年収の三倍に相当する当社株式保有を義務付け、それぞれの取締役の資産状況等により平均年収三倍の当社株式保有が難し所委員会で作成し取締役会で承認し、年次ベースで酬委員会で作成し取締役会で承認し、年次ベースで書という条項を定款株主に開示しなければならない」という条項を定款株主に開示しなければならない」という条項を定款

という。)

議案」という。)

(エ)「ストックオプションを取締役、執行役および当

業分野の株価とリンクするインデックス型コールオ社の内部関係者に発行する場合、日経平均株価や産

案の要領を招集通知により株主に通知することを請求した。

定款で規定すること(以下「インデックス型コールプションを利用しなくてはならない」という条項を

定すること(以下「特別調査委員会設置条項議案」に公表しなければならない」という条項を定款で規に設置し、その調査結果を設置後三か月以内に株主に設置し、その調査結果を設置後三か月以内に株主総会後為と企業倫理に関する特別調査委員会を株主総会後および前社長で相談役であるD氏の行オプション利用義務条項議案」という。)

一八日、Yは七二期株主総会を開催した。知には、七二期不採用提案は記載されていなかった。同月面により七二期株主総会の招集通知を発した。上記招集通での後、Yは、同年六月一日頃、Yの株主に対して、書

Xは、平成二三年二月一四日頃、Y、YおよびYに対し、

(3) 七三期株主総会について

「七三期提案」という。)を提案することを通知し、当該議Y。に対し、七三期株主総会において六八個の議案(以下とを請求した。さらに、同年四月一八日頃、Y、Y』および知し、当該議案の要領を招集通知により株主に通知することを通

「本件変更」という。)。

の議案((ア)~(キ)、以下「七三期修正議案」という。)案を除き、二個の議案を一個にまとめた上で、以下の七個たは株主総会に付議する意味がないと判断した五九個の議が撤回したものおよび会社法三○五条四項に該当するかま

 $Y_1$ 

同月二一日頃、

Xに対し、七三期提案のうち、

Χ

(イ) 「毎年、事業報告書及び有価証券報告書において、

21が(カ)に、議題42が(キ)にそれぞれ対応しているが、が(ウ)に、議題10が(エ)に、議題18が(オ)に、議題9および11の議題3が(ア)に、議題6が(イ)に、議題9および11

ない。」との条項が削除されている(以下、上記(ア)及要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならて最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必に大利益であることを説明する株主への開示を書面で必に 大利益であることを説明する株主への開示を書面で必に 大利 という条項が削除され、(カ) は、開示なくてはならない。」という条項が削除され、(カ) は、

会は、最適な取締役会の規模について毎年見直し、株主に

(ア)は、これに続く議題3の「取締役会または指名委員

款規定を削除すること(ア)「取締役の人員を一○名以下とする。」とする定

び(カ)における七三期提案の議案の文言からの変更を

という条項を定款に規定すること円ベースで金銭評価し開示することを義務づける。」内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本執行役と取締役の報酬については、個別に報酬額、

ならない」という条項を定款で規定すること前の事前予告を必要とし、株主に開示されなくては族及び婚族(ママ)による株式売却は、最低三○日族のが婚族(ママ)による株式売却は、最低三○日の第一の第一の第一親等内の親

(エ)「ストックオプションや株式を保有する取締役や(エ)「ストックオプションを保有し、コールを売期として禁止する。報酬委員会は、そのためのガイ則として禁止する。報酬委員会は、そのためのガイリとして禁止する。報酬委員会は、そのためのガイリとして禁止する。報酬委員会は、そのためのガイリンコンや株式を保有する取締役や

定款二九条を変更すること
(オ)「当会社の執行役は五名以上と定める。」と現行

(キ)「株主総会の議決権行使書面において賛成とも反てはならない。」という条項を定款で規定することことを禁止し、取締役議長は社外取締役がならなく、カ)「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任する

案と株主提案で不公平な取扱いをしてはならない。」 対とも記載されていない白票については、 会社側提

その後、 という条項を定款で規定すること X は、 東京地方裁判所に対し、Xを債権者、

3 XとYは、 申立て」という。)を行った に記載することを求める仮処分申立て(以下「本件仮処分 を債務者として、 第二〇〇四二号)。 6 9 同年五月一六日、Xによる七三期提案のうち、 10 七三期提案を七三期株主総会の招集通 11 担当裁判官からの 14 18 (同裁判所平成二三年(ヨ 21および42に相当するもの 和解勧告を受けて  $Y_1$ 知

の招集通知に記載されること等の内容で和解した が平成二三年六月に開催予定のYの第七三期定時株主総会 本件和解」という。)。

( 以 下

支払いを求めた)。

原審は、Xの請求のうち、

七二期株主総会に係る請

弱求に

である一一〇万円(合計三三〇万円)および遅延損害金の

ていた。 び21) には、 本件和解に規定された各議案に対応する議案が記載されて 七三期株主総会の招集通知を発した。 Y<sub>2</sub>は、 同年六月一日頃、 同月二一 本件変更に関する議案 七三期修正議案と同じ文言の議案が記載され H Yは七三期株主総会を開催した。 Yの株主に対して、 (七三期提案の議題3およ 上記招集通知には 書面により

> したにもかかわらず残る議案のうち一部 |提案1に係る議案の削減を強要され、 これに応じて削減 七二 期不採用提

が招集通知に記載されず、七三期株主総会に関しては

案

期

に、 に対して、損害賠償を求めて訴えた(Yおよび各期取締役 発生したと主張して、本件各株主総会ごとにYおよびYら に記載されたことにより、株主提案権が侵害されて損害が 提案に係る議案の内容が改変されて(本件変更) 連帯して、本件各株主総会それぞれにつき損害の 招集通知

で、これを不服として、YおよびYらが控訴し、Xが附帯 延損害金の支払を求める限度で請求を一部認容した。 認定し、YおよびYらに連帯して三万三〇〇〇円および遅 ついてのみ、Yおよび七二期取締役Yらの共同不法行為を

#### 判 旨

控訴した。

立て 原判決取消、 請求棄却、 附带控訴棄却 (上告・上告受理申

が招集通知に記載されず、

七一

期株主総会に関しては七一期提案に係る議案

七二期株主総会に関しては七二

1

七一期株主総会について

内

が欠けた場合には、

正当な理由があり、 取締役が七一期提案を招集通知に記載しなかったことは なっていたので、 提出しないこととしており、 ③ Yは、②の弁護士の意見を踏まえ、また、 あること、②Yは、この点の法律解釈につき弁護士に相談 益はないことを理由とする消極の解釈にも相応の合理性が 後には任期満了により退任する取締役をあえて解任する実 釈があるとはいえず、 解釈を前提としても、 釈と消極の解釈とがあり得るところであるが、仮に積極 件を提案することができるかどうかについては、 の終結時に取締役を任期満了で退任し再任されないことに 案した当時の取締役である一審被告Cの取締役再任議案を したところ、 の証拠もないところ、 株主が当該定時株主総会の議案として当該取締役の解任の その旨Xに連絡したこと……を総合すると、 定款で定めた取締役の員数 消極の解釈も有力であるとの回答を得たこと、 七一 違法であるとは認められない。 期提案を招集通知に記載しないこと 当該定時株主総会が終結する短時間 確立した企業法務の取扱いがあると ①この点については確立した法律解 一審被告Cは七一期株主総会 任期満了により退任した取 (Yの場合は一○名以 Xが解任を提 積極の解  $Y_1$ 0 0

定時株主総会の終結時に任期が満了する取締役につき、 : 選任議案が九八パーセントを超える賛成で可決されたこと 総会に取締役八名の選任議案を提出することとしており 取締役はこの権利義務を有しない。)が、Yは七一期株主 締役がなお取締役としての権利義務を有する(解任された 前年度の定時株主総会においてY提案の取締役九名

としても、これは無理からぬところであったと認められる 要になるといった事態が生ずる場合を想定していなかった の取締役の選任議案が可決されず取締役の権利義務者が必 ……に照らすと、Yが七一期株主総会においてこれら八名

任も提案しているが、これらは一体の提案であり、 ので、上記認定判断を左右するものではない。 七一 期提案は、 一審被告Cの解任のほか、 役員二名の選 また、

ではない。 ……のであるから、この点も上記認定判断を左右するもの 選任を提案している二名の氏名が記載されていなかった

がない。 よって、 七一 期株主総会に係るXの請求はいずれ

も理

-----X は、 平 成二 年より前にはYに対し (2) 七二期株主総会について

を行使した七一期提案が一審被告Cを取締役から解任する を行使したことはなかったところ、 Xが初めて株主提案権

株主提案権

の新規事業開発に関する調査結果が採用されず、それに関

こと等を内容とするものであったことは、

自らの行ったYi

そして、

X は、

の提案をしたことは、 うとする意図が含まれていたものと認められる。 がなかったことから、  $Y_1$ 行為に関する不満や疑念の矛先を、 与したのが一 底解されない。 このような経過に加え、 審被告

に

で

あった

ことと

無縁

で

あった

とは

到 Xが平成二二年四月二日

権の行使という形を利用して、Yを通じてこれを追及しよ 主総会に係る提案についてみると、Xは、実父であるB 「の相談役であるDに向けていたところ、思うような進展 そして、これに引き続いてされた七二期株 自身が株主であることから株主提案 当初はBの実兄であ ń 0

X が、 ますか? を困惑させる目的があったとみざるを得ない。このことは、 二期株主総会に関し提案件数の数を競うように一一四個も |数のギネスブック記録っていくつかどなたか知ってい その直 問い合わせ方法を誰か、知ってたら教えてくだ |前の同年三月二八日に、 Xが満足できる対応をしなかったY ○○に、「株主提案 頃. 七 提案し、

案を七二期提案2の二○個にまで削減したものの、 Yからの重なる要請に従い、 最終的には提 その

D 及 び B 「Yの無 償 ブ 中

にはなお倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議

に係る提案の個数も、 ではなかったといわざるを得ない。また、 あって、全体として株主としての正当な目的を有するもの 期株主総会に係る提案は、上記のような個人的な目的 認定に照らし明らかである。)を直接対象とするものであ ランド提供先である企業の幹部」がBを指すことは、 案が含まれており、それらは、 Xが最後までこれらに固執したことからすれば、 あるいは、 Yを困惑させる目的のためにされたもので 一時一一四個という非現実的な数を 七二期株主総会 七二 のた 前記

ŋ

め

利行使ではないと評価されても致し方ないものであ という経過からみても、 他方、 Yの側からみれば、 Xの提案が株主としての正当な権 Xに対し、 その提案を招集通 つった。

その後、Yとの協議を経て二○個にまで減らした

前記認定のとおりであり、このような経過を経てもXが特 Xに協議を申し入れ、その調整に努めたことは 度に絞り込むことを求めることには合理性があるといえる

知に記載可能であり、

株主総会の運営として対応可能

認される根拠になると思ったためであると供述するが、

Х

案の数について記載があれば、

その数までは少なくとも容 もしギネスブックに株主提

Ļ

Yi が、

ある(この点について、

X は、

さい。」と投稿したことからも明らかであるというべきで

が真実そのような意図で上記投稿をしたとは考え難い。)。

に反するものであり、 主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の趣旨 特別調査委員会設置条項議案を撤回しなかったことは、 いわざるを得ない。 権利の濫用として許されないものと 株

定個人の個人的な事柄を対象とする倫理規定条項議案及び

行為となるとは認められない。 ことは正当な理由があるから、このことがXに対する不法 Yの取締役が七二期不採用案を招集通知に記載しなかった が権利の濫用に当たるものというべきであり、そうすると、 に出たものと認められることからすれば、その提案の全体

ح

そして、七二期株主総会に係る提案が前記のような目

的

これらの議案を含む七二期株主総会に係る提案をすること ことに正当な理由があることは、 自体が権利の濫用に当たるから、 されない(会社法施行規則九三条一項三号)と主張するが、 るとしても、 条項議案の提案理由中に他人の名誉侵害に当たる部分があ なお、Xは、 よって、 議案の要領を招集通知に記載しないことは許 一期株主総会に係る被控訴人の請求はその余 倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置 上記説示のとおりである Yがその記載を拒否する

## (3) 七三期株主総会につい 7

ずれも理由がないものと判断する。 うものであったから、七三期株主総会に係るXの請求は なお、Xが七三期提案をしたことは、 「当裁判所も、 Yのした招集通知は本件和解 七二期株主総会に の内容に沿

却し、 これもまた権利の濫用に当たると認めるのが相当である。 敗訴部分を取り消して同部分に係るXの請求をいずれも棄 れなかった議案を再度提案していること……を考えると、 会において総株主の議決権の一〇分の一以上の賛成を得ら に七二期株主総会に係る提案に含まれ前年の七二期株主総 制限」に関する規定を設けるとの定款一部変更の件のよう その内容をみても、「社外取締役の再任回数一〇年以内の その後増えて六八個という現実的でない数の提案をしたこ 係る提案に至る経緯やその目的に加えて、 「以上の次第で、 (最終的には本件和解により二〇個程度に落ち着いた。)、 Χ の附帯控訴は理由がないから棄却することとす Yらの控訴に基づき、 原判決中、 Xが当初五六個 Yı S

#### 研 究

る。

/点を判断するまでもなくいずれも認められない。\_

判旨に反対する。

# 本判決の意義

本判決は、

株主提案権の侵害を認めて当該株主による会

方を考えるうえで参考になる裁判例として意義がある。 を取り消し、 決 社および関係取締役に対する損害賠償請求を認容した原判 かとのことについては、事例的な判断を示したとはいえ、 なる事実をもって、 の損害賠償請求を棄却した裁判例である。本判決は、 の濫用として会社および関係取締役の責任を否定し、 定の示唆を与えるものであり、 (東京地判平成二六年九月三○日金判一四五五号八頁 当該株主による株主提案権の行使自体が権利 株主提案権の行使が権利濫用にあたる 株主提案権の行使のあり 株主 11 か

# 七一期株主総会について

く

時

は違 所定の 決との結論は一致しているものの、それぞれの理論構成に 案の招集通知不記載について、YおよびYらの責任の有 の判断においては、 招集通知に記載しなかったことに正当な理由があったと 定時株主総会の終結時に任期が満了する取締役の解任議 11 権利義務の有無に関する違いを理由に、 があると思われる。 責任を否定するように、本判決と原 原判決は、会社法三四六条一項 当該議案を 判 無

> かったことは、正当な理由があり、 絡したこと等を理由に、当該

「提案を招集通知に記載しな 違法であるとは認めら

ない」と判断し、

YおよびYらの責任を否定した。

はいえない」としたうえ、

当該

「議案を招集通知に記載す

員 下 性 n

(の状況が生じないと想定されること等)において前述の

、再任可能性がないこと、会社法三四六条一項にいう欠

!の認識可能性を否定することというよりも、

特定の状況

七一 対立しており、 る必要があるか否かについては学説上も必要説と不要説が は、 期株主総会当時、 不要説にも相当の根拠が存在する。そして、

 $Y_1$ 

襲したものと考えられ、妥当な理論構成である。それに対 とにつき過失があったとすることもできない……」) ない事情があったというべきであって、 反するとの認識を有するに至らなかったことにはやむを得 四巻六号一七六七頁の趣旨 失を認める判断枠組みは、最判平成一二年七月七日民集五 法性の認識可能性を否定することから違法行為につき無過 できない」と判断し、YおよびYらの責任を否定した。 の取締役の再任可能性がないことおよびその旨をXに連 消極の解釈も有力であること、 本判決は、 両説を比較した上で、不要説に立ったのであるから 確立した法律解釈・企業法務の取扱いがな 被告らに過失があったということは (「その行為が独占禁止法に違 Xが解任を提案した当 右認識を欠いたこ を踏

と自

認め、 思わ 曲 載についての違法性を否定するような理屈となっていると 該理屈よりも、 れる。 の存否により株主提案の採否を決する裁量を会社側に その裁量の余地を広げるように働く可能性のある当 しかし、 原判決の理論構成のほうが穏当であると考 法文上の拒絶理由以外の 「正当な理

В

n n

ない。」としてYおよびYらの責任を否定した。

それぞ

不要説の立場をとることにより、 当該議案の招集通知 

## Ξ 七二期株主総会について

原判決は、まず、「Xが提案した議案の中には濫用的

な

える。

よび「特別調査委員会設置条項議案」との三つの提案の招 産権として保護されるべきものである。」と判示したうえ、 提案権の行使そのものを権利濫用ということはできず、 もので正当とはいえないものがあるにしても、 ルオプション利用義務条項議案」、「倫理規定条項議案」お 七二期不採用提案を個別に審査し、「インデックス型コー 原告の株主 財

案を個別に審査することなく、 に対し、 集通知不記載についてYおよびYらの過失を認めた。 の請求はその余の点を判断するまでもなくいずれも認めら 1体が権 本判決は、「七二期株主総会に係る提案をするこ 利の濫用に当たる」と判示し、七二期不採用提 「七二期株主総会に係るX それ

> 料 るもの、

的を有するものではなかった」と判断された にされたものであって、全体として株主としての正当な目 人的な目的のため、あるいは、 された結果、Xの七二期株主総会に係る提案は、 なることにより、 Xが株主提案権の行使に至るまでの経緯、すなわち、 の結論の差異は事実認定による面が大きいと思われる。 C Dへの個人的怨恨の裏付けとなる事情が明らかに 一連の状況証拠から踏み込んだ認定がな Yを困惑させる目的 のため

本判決では、 目的の不当性を認定し、Xの株主提案権行

版商事三四〇号三〇頁 ŋ れた先行裁判例である東京高決平成二四年五月三一 については明言していない。株主提案権の濫用が問題とさ もっぱらXの意図という主観的要素を重視するきらいがあ 使自体が権利の濫用にあたるとの判断に至ったと思われ、 会社または他人に対する利益の侵害という客観的 (本判決と同じくYの株主総会に係 日資料

とが許されないことは当然であって、その行使が、 般論として、 - 版商事三四○号三三頁も同様な説示をした。)では、 「株主提案権といえども、これを濫用するこ

その原審である東京地決平成二四年五月二五日資

て、

当該株主の私怨を晴らし、

あるいは特定の個人や会社

を困惑させるなど、

正当な株主提案権の行使とは認めら

n

は株主の請求を拒絶することができると解するの 三八〇号一三六頁では、 先行裁 濫用 というようにみえる 行使が権利の濫用として許されない場合があるとい ないような目 組 あ 又は謄写の請求が、 閲覧又は謄写を請求することができるが、 株主は、 る拒絶できる場合が明文化されていなかった。) 成一七年改正前旧商法、 覧謄写請求権 である。」と説示し、 ついて権利行使者の 300 該当性 Ú その権利を濫用するものと認められる場合には、 (判例の趣旨を踏襲したものと思われる。 号〔二〇一六年〕 先行裁判例と整合的であると思わ との判断が ジュリスト一四八六号〔二〇一五年〕三頁、 会社の経営時間内であれば、 の判断 一的に出 の行使に係る最判平成二年四月一 枠組みは、 示されている。 不当な意図・目的によるものであるな 主観的意図 たものである場合には、 (高木康衣 本判決と同じく、 現行会社法一二五条三項に該当す 五三頁)。 商法二六三条二項 株主権の濫用が問題とされ のみによって判断してい 「判評」熊本ロージャー また、このような権 本判決が示した判断 いつでも株主名簿の 権利濫用の認定に 株主名簿の閲覧 れる 株主提案権 (筆者注 七日判 株主名簿閱 によれば、 (弥永真 が いうべき 相当 会社 小 時 平 生 枠 利 j る た 0

> 該当 多々 しか 史治 決と前記最判平成 該判断枠 出できる会社等の 議案内容 権 特 11 V ためには、 る。 13 体が単純かつ定式化されたものであり、 名簿閲覧謄写請求権の行使については、 使の場面における妥当性に対しては、 成二年四月一七日が示した判断枠組みの、 0 一殊性に関係していると思われる。 ると思われ、 特殊性があるゆえ、 おいては、 、あり、 ĩ 行使については、 将来における会社等の利益の侵害可能性を排除させる 一性に関する判断材料 判評 組 株主名簿閲覧謄写請求権の行使に係る前記 提案理 権利濫用 判断する際に主 みを採用する必然性はない。 権利行使者の主観的要素以外に、 商事法務二〇七九号 会社法一二五条三項の規定の明文化もその 由 利益の侵害可能性を裏付ける判断 一年四月一七日とは、 の内容、 の該当性に関する判 裁判所は当該判断枠組みを採用 権利行使の行為自体から、 が存在しない場合がほとんどであ 観的要素のみに頼らざるを得な 会社側との [二〇一五年] それに対し、 疑問を生ずる。 したが やり この点におい 少なくとも行為時 断をする際に、 権利行使の 株主提案権 取りなど、 権利濫用 τ 四六頁) 株主提案 行為自 最 0 抽

合性を維持する必要がない

と思われる

頁。

権

利の行使である以上、

民法上の一

般原則である権利濫

0

### $\widehat{1}$ 権 和濫用 の該当性判断

に

法理から制限を受けることは当然であるとする見解以外

頭憲治 用に該当し、 上 る場合にその記載を要しないこととなる。このような法令 誉を侵害し、 案の理由が明らかに虚偽である場合またはもっぱら人の名 株主総会参考書類における提案理由の記載については、 拒絶できる。 賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合に できない株主を除く。) は、 られている(取締役会設置会社において株主提案権を少数 る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上 おいて総株主 違反する場合または実質的に同一の議案につき株主総会に 会社法三〇四条ただし書、 株主権として規定されること自体も制限の一つである。)。 会社法制上、 制限以外に、 株主提案権の行使に対し、 郎 株式会社法 また、 制限される場合もあると認められている(江 若しくは侮辱する目的によるものと認められ (当該議案について議決権を行使することが 株主提案権の行使に関する制限規定が設け 一般的に、 会社法施行規則九三条一項三号により の議決権の十分の一(これを下回 〔第六版〕』〔二〇一五年〕三二八 三〇五条四項により、 株主提案権の行使が権利の濫 議案が法令若しくは定款に 株式会社 提 0

> 務一 ある 学協会雑誌六二巻三号〔一九四四年〕三〇六頁によれば、 制限されることについては、鈴木竹雄「共益権の本質」 共同の利益に照らした観点から制限を受けるとする見解も とから、 九七三号〔二〇一二年〕五五頁。 株主提案権がいわゆる共益権としての性格を有するこ (武井一浩 自益権に対する権利濫用法理 「株主提案権の重要性と適正行使」 共益権の行使 の射程以上に、 商事法 が 法

的に、 より強き制約を受けることは当然」だからである。)。 共に事業を行ふ共同事業者の間に於て共益権の行使に 業者との関係から制限を受くるものとなす立場から……相 権利濫用の該当性判断については、 主観的要件 つき 般

一本来は団体員が自己の為め有するところの権利が共同

事

ともに考慮することとなる(大判昭和一○年一○月五 利行使者の害意)と客観的要件 四巻一九六五頁)。さらに、 (利益情況の比較考量 権利濫用法理が発達 百民 す 'n を

集

ばするほど、

『我妻・有泉コンメンタール民法 濫用があると認めるためには、 [版]』〔二〇一六年〕五一頁)。 株主権に限定して、 ①株主たることと関係の 総則 物 権 利

の一資料であるにすぎないとみるようになる(我妻榮ほ

主観的要件はしだいに軽視され、

該当性

法学研究 90 巻 12 号 (2017:12) によって会社の利 必要があると思われる。 案内容等を吟味し、 株主提案権の行使にも及び、 権利濫用該当性に関する一般的な判断基準の適用 ない利益のために株主権が行使されること、 [一九八三年] 一七〇頁)。 大隅健 郎 一株主権の濫用」『会社法の諸問題 i益が侵害されることを要する見解がある 本件については、 特段の理由がない限り、 該当性判断時に、 権利の濫用があ および②これ

〔新版〕 上記

しも維持できるとは限らない。

よぶ要素をも有すると思われるから、 健全な企業経営の維持・促進に寄与し、

当事者間の利益情況の比較考量をする 提案数、 範囲は、 提

要であると思われる。 も意義があると思われる。 ているが、これらの事実は利益情況の比較考量をする際に が不当な目的を認定するための状況証拠として取り扱われ 定個人の個人的な事柄を対象とする議案への固執等の事実 を被り、 または不利益を被る可能性があることの認定も必 本判決では、 もっとも、 非現実的な提案数 利益情況の比較考量 特

合

取扱いに困ることになる

(中西敏和

「株主総会のあり

個

々

の議案の内容にこだわり過ぎると、

濫用的な行使をす

る株主が意図的に一般受けする提案事項を盛りこませた場

不当な目的以外に、 ると認めるためには、

当該行使によりYまたは他人が不利益

Xによる株主提案権の行使に対し、

2 全体としての 権利濫用に該当する判

れ、 の内容が確認されることにとどまる。)、 容の如何を問わず(不当な目的の認定材料として個別議案 によるものであると認定される場合には、 本判決の趣旨によれば、 会社側が全提案について招集通知記載の拒絶ができる 株主提案権の行使が不当な目的 行使全体が制限さ 個々の議案 0 内

五 方 井・ 資料版商事法務三五一号 前揭五八頁 〔注18〕によれば、数十個にも及ぶ提案 〔二〇一三年〕二七頁。また

議案として問題がある場合には、 や不当性がみえにくくなる面があるという。)。 て取り扱うことは、 じっていることも多いが、まっとうな提案だけを切り離し あった場合、 その中にはまっとうな提案内容が一 当該提案株主の全体としての提案動機 個別議案の提案権濫用と 一方、 部 混

調査委員会設置条項議案」については、

その議案内容には

して取り扱うべきであるとの見解がある

(原弘明

判評

特別

人

的

を主要な判断材料にすべきである。また、特定個人の個

当該事実および削減後の提案数、

議案内容等

Xが会社側の提案数の削減要請に応じた事

が

な事柄を対象とする「倫理規定条項議案」および

実を踏まえ、 をするならば、

他の株主の共感を

本判決の結論

は必ず

断した。

当該判断は、

本判決の七二期株主総会に係る株主

提案権の行使に対する判断と同質なものと思われ、

同様な

ぎ

企業側から規制を求める声が上がって、

法務省も濫用

案数の削減に伴って減軽されたともいえるから、 提案数削減の要請にも応じ、本来有していた濫用意図が提 思われる。 合的に検討し、 の強弱、 まるか、 濫用に該当するか、 金判一 四八九号〔二〇一六年〕五頁)。全体としての権 この境については、 全提案に占める不適法な議案の比重等の要素を総 本件については、Xが会社側との協議を経て、 事例に即して柔軟に判断する必要があると 個別議案にかかる権利濫用問題にとど 権利濫用に関する主観的意図 加えて全 利

> 五 むすびにかえて

ては同様な批判をもって当てはめることができよう。

判断枠組みをとっている以上、

判断枠組みの妥当性に対し

まり開かれた株式会社を実現するためのものといえる 会社間のコミュニケーションをよくするためのもので、 として成立するという効果を期待するのではなく、 八三年)八七頁)。株主提案権は、 実際にその提案が決議 株主 0

あった(元木伸『改正商法逐条解説

〔改訂増補版〕』(一九

株主総会の形骸化の防止や株主の権利の強化ということで

昭和五六年に株主提案権制度が創設された立法趣旨は

個

# 匹 七三期株主総会について

本判決は、まず、

原判決と同様に、Yのした招集通知は

務省民事局参事官室編

「改正商法の概要」

別冊商事法務五

うと思われる。

別議案にかかる権利濫用問題と認めて取り扱う余地があろ 提案に占める不適法な議案の比重も大きいとはいえず、

における株主提案権の行使自体が権利の濫用にあたると判 提案数、 総会に係る提案に至る経緯やその目的に加え、 本件和解の内容に沿うものであり、 Xの請求を認めないと判示したうえ、七二期株主 不適法な議案の存在等を理由に、七三期株主総会 株主提案権の侵害に当 非現実的 な

ると、 が年々増加傾向にある。 まうことも事実である。 Ļ (稲葉威雄『改正会社法』〔一九八二年〕一三一頁)。 濫用意図をもって、株主提案権を行使する株主が現れ 真摯に向き合おうとする会社ほど対応に苦慮してし 濫用的と疑われる行使事例も相次 近年では、 株主提案権の行

りえようが、真摯に対応することが望ましい」といわ 出す提案であるから、経営者としては噴飯ものの場合もあ ○号〔一九八一年〕二五頁)。そのために、「経営に素人の

れる

しかし、 本判決の判旨には、 と思われる。 来の株主提案権制度の趣旨を没却する危険性を潜めている よる健全な株主提案権の行使が抑制される方向に進み、 図のみを重視する判断枠組みを一般化すると、一般株主に に進むべきではないかと思われる。権利行使者の主観的意 にしろ、 小限に抑え、株主提案権制度の趣旨を没却しないよう慎 判例法理の形成にしろ、 般株主による健全な権利行使に対する影響を最 したがって、 賛成することができない。 上記判断枠踏みを採用している 立法論としての制度設計

従

的行使の防止措置の立法について具体的な検討に入った。

王 偉 杰